

じんけん探訪 81

今こそ人権教育！

1. 人権教育がめざすもの

市教育委員会がめざす人権教育は、「差別はいけない。みんな仲良く」という言葉のみの教育ではありません。また「差別のマイナスイメージを伝えること」でもありません。多様な人々の思いを想像し、共感する喜びをベースにして「『人権』について考え、意見を交わすことは楽しい」「人と人のつながりが強くなり広がっていくことは、気持ちいい」という実感を定着させることをめざしています。

2. 人権教育とコロナ禍の社会

●コロナ差別

私たちが警戒し、憎むべきは「新型コロナウイルス」であるにも関わらず、新型コロナウイルスの感染リスクが高い現場で働く人とその家族、感染者の多い地域の人など、コロナ対策をきちんとしている人に対しても平然と差別する事象が起きています。

私たちの社会は、かつてハンセン病回復者などに対して取り返しのつかない重大な過ちを犯しました。また「部落差別」をきちんと克服できずに、相変わらず間違った判断と偏見を持ち続けている人もいます。改めて「作られたマイナスイメージに基づき、こ



れを嫌って自分の近くに寄せつけず避けようとする忌避意識は大間違いである」「怖い人がれた人などというものはいい」ということを人権教育の中で定着させる必要があります。

●オンライン授業

コロナ禍の社会で急速に実現させなければならぬものの一つに「社会のデジタル化」があります。その一環として「教育のデジタル化」も議論されています。河野行政改革担当大臣は「オンライン授業でも正式に授業とみなす。できる子はどんどん先に進み、小学生が高校の内容を学んでもよい」と言っています。一方で、萩生田文部科学大臣は「教員が子どもに寄り添って声をかけることが大事。子どもたちが教室で机を並べて一緒に学校生活を送ることが互いの成長を促す」としています。

人権教育の視点では、後者が適しているのではないのでしょうか。ハード面がどんなに整備されたとしても、ソフト面である子ども一人ひとりの状況を想像すると、オンライン授業は「義務教育が最も大事にしなければならぬ『公平性』が担保できない」可能性があります。

3. 三豊市の方向性

山下乡長が発表した令和2年施政方針では、同年1月に、四国で初めてとなるパートナーシップ宣誓制度を導入したことに触れ、「お互いの人権を尊重し、多様性を認め合

ながら、市民一人ひとりが自分らしく生きることのできるまちづくりをめざし、あらゆる差別やいじめのない社会の実現に向けて、今後さらに教育・啓発活動への取り組みを行う」としています。

4. 人権教育をはばむもの

人権研修の中では、いろいろな人の考えを聞く機会があります。例えば「部落差別」の研修会の際に「部落差別は見たことがない。経験したことがない。日常的にはないもの。今でもあるのかな」という意見はよく聞きます。自分は部落差別を受ける心配はないという安心した立場から、何の悪気もなくそのように発言する人も多くいます。これが差別の現実ではないかと思われま



る場合もあるかもしれません。今後、「差別はいけない」ことを言葉で確認するだけの研修(教育)ではなく、人と人がつながっていく人権研修(教育)をめざしていきます。

▼問い合わせ 学校教育課 ☎73・3131

健康を守るための家での生活のポイント
～健康づくりの体操「みとよ元気体操」CDが完成しました～

「みとよ元気体操」は、「みんなで、どンドン、ようなるで」をテーマに、三豊市の歌「七宝のかぜ」にのせて作った健康づくりの体操です。

「みとよ元気体操」DVDは市内の希望団体にお渡ししていますが、会場に設備がなく、DVDを視聴できないという声を受け、みとよ元気体操普及ボランティア「みとよ元気体操応援隊」の協力のもとCDが完成しました。

DVDと同様に市内の団体にお渡ししますので、希望する団体は地域包括支援センターまでご連絡ください。

体操はゆっくりした動きの「ストレッチバージョン」とアップテンポな「よさこいバージョン」があります。市ホームページにも掲載しています。



市ホームページは、こちらのQRコードからアクセス!

一緒に体を動かして、健康寿命を延ばしましょう!



▲三豊市介護予防レンジャー「体鍛えるんジャー」

▶申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎73-3017

鳥インフルエンザに関する Q & A

昨年、市内の養鶏場で、相次いで鳥インフルエンザの感染が確認されました。市民の皆さんは、根拠のない噂などに惑わされず、正確な情報に基づいた行動をお願いします。

Q1 国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、どのような対応が行われますか?

家畜伝染病予防法に基づき、発生した農場で飼育されている鳥の殺処分、鳥や卵の埋却、消毒、移動制限区域の設定など必要な防疫措置が実施されます。

Q2 発生が確認された農場の鳥や卵などが市場に出回ることはありますか?

Q1の理由により、市場に出回ることはありません。また、発生が確認された農場から半径10km以内にある鳥を飼育している農場については、清浄性が確認されるまで出荷が制限されます。よって、市場に出回っている鳥肉や卵は安心して食べることができます。

Q3 鶏肉や卵を食べて鳥インフルエンザにかかることはありますか?

日本では、鳥肉や卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されていません。



Q4 それ以外で鳥インフルエンザにかかることはありますか?

日本では、この病気にかかった鳥の処分や施設の消毒などを徹底的に行っているため、通常の生活では病気の鳥と接触したり、ふんを吸い込んだりすることはほとんどありません。そのため、人が鳥インフルエンザにかかる可能性は極めて低いと考えられます。

Q5 野鳥が死んでいるのを見つけた場合はどうすればいいですか?

ハトより大きな野鳥や、大量の鳥が死んでいる場合は、農林水産課または県みどり保全課(☎087-832-3227)にご連絡ください。所有地に死んでいる小鳥を処分する場合は、ゴム手袋、トンゴなどを使い、直接触らないように注意して、燃えるごみとして出してください。

▶問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040